

議案第20号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例制定の件

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

摂津市長 森山 一 正

提案理由

特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償の額を改定するため、本条例を制定するものである。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「6,900円」を「9,000円」に改める。

別表臨時に補充された選挙管理委員会委員の項中「6,900円」を「9,000円」に改め、同表公平委員会委員の項及び固定資産評価審査委員会委員の項中「8,700円」を「11,000円」に改め、同表固定資産評価員の項中「予算の範囲内で市長が定める額」を「月額 98,000円」に改め、同表スポーツ推進委員の項中「年額 34,000円」を「日額 9,000円」に改め、同表社会教育委員の項から総合計画審議会委員の項まで、小中学校通学区域審議会委員の項から人間尊重のまちづくり審議会委員の項まで、公民館運営審議会委員の項、国民保護協議会委員の項及び市民図書館等協議会委員の項から民生委員推薦会委員（市議会議員のうちから委嘱された委員を除く。）の項までの規定中「6,900円」を「9,000円」に改め、同表行政不服審査会委員の項中「8,700円」を「11,000円」に改め、同表健都イノベーションパーク立地企業等選定委員会委員の項中「6,900円」を「9,000円」に改め、同表ESCO提案審査会委員の項中「8,700円」を「9,000円」に改め、同表民間保育所等設置運営事業者選定委員会委員の項から市街地再開発事業協力者選定委員

会委員の項まで及び地球温暖化対策地域計画策定委員会委員の項中「6, 900円」を「9, 000円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。